串本町準要保護児童生徒昼食費援助事業

（教育課）

（事業の概要）

学校の臨時休業により、経済的に困難な状況にある準要保護児童生徒の在宅生活が長引く中、学校給食費の代替として昼食費を援助することを目的とする。

（事業実施）

串本町準要保護児童生徒昼食援助給付金交付要綱を定め、それに基づき援助を必要とする児童生徒に対し給付金を交付する。

（対象者の定義）

準要保護児童生徒とは...

（串本町就学援助費支給要綱第２条(2)及び(3)に該当する者）

(2) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている者

(3) それ以外の者で、教育委員会が別に定める基準により要保護者に準ずる程度に困窮している者

（一人あたり）

小学生　4,200 円×2 カ月＝8,400 円を交付（振込）

中学生　4,500 円×2 カ月＝9,000 円を交付（振込）

（事業費）

小学生　**4，200 人×2 カ月×103 人＝866,000 円（切り上げ）**

中学生　**4，500 人×2 カ月× 46 人＝414,000 円**

事業費総額　1,280,000 円